

～小・中学校及び義務教育学校の保護者の皆様へ～

「虐待の問題や生徒指導上の問題に関する法規及び学校による通報等の対応について」

学校は児童生徒の安心で安全な「居場所」と「絆」づくりを推進します。

虐待の事案（含む疑い）について学校が把握した場合、保護者の皆様への了承なく、子ども相談センター等へ通告する義務が法律で定められています。

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待に係る通告）第6条1項

虐待の問題

学校等の
通告義務

①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合。

打撲傷、あざ（内出血）
骨折、刺傷、やけど等

②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合。

栄養失調、医療放棄等

③性的虐待が疑われる場合。

④子どもが帰りたくないと言った場合。

子ども自身が保護・救済を
求めている場合

通告先は①～④が子ども相談センター、それ以外の場合（「叩かれた」という発言や心理的虐待等）は市町村（虐待対応担当課）または子ども相談センターとなります。

※児童虐待の判断は子ども相談センターや市町村が行います。

下記の事案（含む疑い）について学校が把握した場合、警察へ相談・通報することがあります。

生徒指導上の問題

抵触する可能性がある刑罰法規の例について

- 自転車や携帯電話等を故意に壊した。教科書やノート等を破った。
- 断れば危害を加えるなどと脅し、現金等を巻き上げた。
- 教科書やカバン等の所持品を盗んだ。
- コンビニ等で万引きさせた。家の現金等を持ち出させた。
- 学校に来たら危害を加えるなどと脅した。
- プロレス等と称して同級生を押さえつけたり投げたりした。
- 顔を殴打しあごの骨を折る等、ケガを負わせた。
- 相手が拒否していたのに、無理矢理恥ずかしいことをした。

- 器物損壊罪等（刑法第261条）
- 恐喝罪（刑法第249条）
- 窃盗罪（刑法第235条）
- 強要罪（刑法第223条）
- 脅迫罪（刑法第222条）
- 暴行罪（刑法第208条）
- 傷害罪（刑法第204条）
- 不同意わいせつ罪（刑法第176条）

（参考）早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）〈文部科学省 H25.5〉

いじめられている児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察へ通報することが必要とされています。

情報モラルに関する問題

- 特定の人物が誹謗中傷され、インターネットのサイトに実名を挙げられ、「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと、悪口を書かれる。
名誉毀損、侮辱（刑法第230, 231条）
- インターネットのサイトにわいせつ画像を掲載される。（性的姿態撮影等処罰法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）
- 自分になりすまされ、自分のIDを他人に使用される。（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条）
- スマホでの盗撮、痴漢、のぞき、公共の場所や乗り物の中、学校内、事務所等で盗撮をされる。
（不同意わいせつ、性的姿態撮影等処罰法）
- 「自画撮り（裸の写真）」を不当に要求される。
- 「JKビジネス」に勧誘され接客等をさせられる。

岐阜県青少年健全育成条例の改正〈R3.4.1施行〉他

ご理解とご協力をお願いします。

岐阜県教育委員会 学校安全課（令和6年4月）